

健康食品による健康被害事例検討会作業部会議事要旨

1. 日時及び場所

平成19年3月15日(木) 15時30分～17時15分

厚生労働省食品安全部課長会議室

2. 出席委員

石川委員、梅垣委員、◎海老澤委員、久代委員、久保委員、合田委員、南光委員、
牧野委員

(注) ◎座長

3. 行政機関出席者

増田食品安全推進官他5名

4. 議題

(1) スギ花粉を含んだ製品による健康被害事例について

(2) その他のスギ花粉を含んだ製品の安全性について

5. 議事

【意見】

- ・口腔アレルギー症候群のように口腔粘膜の接触皮膚炎のような疾患がある。この例でも口腔内のアレルギーを惹起された可能性はある。
- ・スギ花粉は胃から小腸に達すると胃酸、消化酵素などにより分解され抗原性を失うと思われるので、小腸から吸収されてアナフィラキシーを起こしたとは通常考えにくい。
- ・ゼラチンカプセルがとけて、口腔粘膜で吸収されてアレルギーが起きた可能性もある。
- ・カプセルのゼラチン、夕食のパン(コムギ)によるアレルギーの可能性、発症時のアルコール摂取の有無等についても考慮する必要がある。
- ・発症時テニスをしていたということで、運動との関連性がある。食物依存性運動アナフィラキシーが起きた可能性はある。
- ・時間的な流れは、因果関係があることの状況証拠となっている。去年、パピラを飲んでいて時に運動していないか、そういった情報が必要。
- ・アナフィラキシーの発症は抗原量や生体側のコンディションにも大きく影響される。

【まとめ】

- ・今回の事例は製品摂取との因果関係は否定できない。
- ・因果関係が50%の確率であっても呼吸管理を要したアナフィラキシーは重篤なので対策が必要。否定できない場合は最悪のケースを想定して扱うべき。
- ・スギ花粉を含んだ食品については、スギ花粉症であるリスクが高い人がターゲットなので注意喚起をすることが必要。
- ・スギ花粉を含んだ食品を経口摂取する場合にスギ花粉アレルギーがある人は重篤な症状を呈することがあるとの表示等をするべき。